

監督、プレーヤー等への『退場』に関するオペレーション (2024 年度版)

日本野球連盟 規則・審判委員会

公認野球規則（以下、「規則」）、アマチュア野球内規および日本野球連盟（社会人野球）内規に基づき、監督・プレーヤー等を試合から退かせる事例とその運用手順について、次のとおり共通認識を持つこととする。（下線部が 2024 年追加部分）

<日本野球連盟（社会人野球）内規>

監督・プレーヤー等の退場処分について、次のとおりとする。

(1) 退場処分

次の事項に該当し、審判員から退場を宣告された者は、ただちに試合から退き、試合場構内から去るか、あるいはスタンドに座る場合はユニホームを脱ぎ、自チームのベンチまたはブルペンから離れたところに席を取らなければならない。そして、以後その試合にたずさわることはいない。

- ① 審判員の裁定に対し、暴力行為や暴言、侮辱行為を伴って異議を唱えた場合（規則 6.04(a)(2),同(4)、規則 8.01(d)）

【例】

ケース	対処
・走者なし、内野ゴロで打者走者の一塁フォースプレイ、一塁塁審の『アウト』の判定に対して、監督がダッグアウトから飛び出して一塁塁審に詰め寄って抗議をした際、一塁塁審の胸を突くなどして身体の接触を行った。	この行為を行った監督に対し、一塁塁審は場外の方に向かって指をさして、『退場！（Get out !）』と宣告する。
・打者が『ストライク』の投球判定に対して、球審に向かって、『どこ見てんだ、ボールじゃないか！ 下手くそ！』と極めて悪質な言葉を発して威嚇した。	球審は打者に対して、場外の方に向かって指をさして、『退場！（Get out !）』と宣告する。

※『暴力行為』とは、

- ・審判員に直接、身体的接触を伴ったもの
- ・用具や土・砂を投げつけたり、蹴ったりしたりして威圧すること

※『暴言・侮辱行為』とは、

- ・審判員に対して、誹謗中傷する聞き捨てならない言葉、汚い言葉を発すること
- ・身振り手振りで侮辱する動作を行うこと

これらの言動を審判員が確認、判断したときに対処する。

- ② 相手チームに対するスポーツマンらしくない言動(極めて悪質な暴言・暴力行為)を行った場合(規則 6.04(a)(2),8.01(d))

【例】

ケース	対処
・投手が打者に対して、危険球ギリギリの内角へ投球を行い、打者がこれに憤って捕手へ不満の言葉を発したが捕手がこれに反論したため、打者はさらに興奮して、捕手の胸をついて捕手が背後に倒れた。	これを現認した球審は打者に対して、場外の方に向かって指をさして、『退場！(Get out!)』と宣告する。

※例えば、口論となる前に互いのプレーヤーに対して『スポーツマンシップ』にのっとった言動を行う主旨の内容について進言できるよう、ゲームマネジメントを行うことが重要である。

- ③ 打者を狙って投球した場合(規則 6.02(c)(9))

【例】

ケース	対処
・投手が明らかに打者の頭部に向かって、投球を行った。結果的に、打者は投球を辛うじて当たらずに、避けることができた。	(走者がいる場合はプレイが一段落してから、タイムを宣告した後) 球審は投手に対して、まず、投手に指をさした後、その指をそのまま場外の方に向かって指をさして、『退場！(Get out!)』と宣告する。 (場合によっては、その監督に対しても『退場！(Get out!)』を宣告する。)

※規則 6.02(c)(9)では審判員の判断で以下の処置のいずれかを選ぶことができる。

(A) その投手またはその投手とそのチームの監督とを試合から除く

(B) その投手と両チームの監督に再びこのような投球が行われたら、その投手(またはその投手の後に出場した投手)と監督を退場させる旨の警告を発する。

(⑥「A.」参照)

この③では、(A)のケースを指しており、意図的かつ極めて危険で悪質な行為であると判断した場合に適用する。

※投手が意図的に打者を狙って投球したかどうかは審判員の判断による。その判断にあたっては投手の技術レベルを考慮して見極める必要がある。打者の頭に向かって投げられたかどうかは大きな判断材料であり、こうした点を念頭に置いてお

かなければならない。

④ 極めて悪質で危険なスライディングをした場合（アマチュア野球内規⑩）

【例】

ケース	対処
・1アウト走者三塁、内野ゴロで本塁へ送球。本塁でのタッグプレイですでに送球を受け取り待ち構えている捕手に三塁走者が明らかに肘を出して、捕手に体当たりして、捕手が背後に倒れてしまった。	球審はただちにボールデッドとして、捕手が落球したかの有無に関係なく、妨害した三塁走者に対して『アウト』を宣告するとともに、その走者を指さした後、その指をそのまま場外の方向に指さして、『退場！（Get out!）』を宣告する。

※アマチュア野球内規において、スポーツマンシップにのっとり意図的に相手に対して体当たりや乱暴に接触することを禁止している。

同項の2.（4）に記載されている通り、走者の行為が野手の安全を脅かす、極めて悪質なものと審判員が判断した場合に、このような処置を行う。

⑤ 投球判定（ハーフスイングの判定や日本野球連盟（社会人野球）スピードアップ特別規程（以下、「JABA スピードアップ特別規程」）による投球カウントの追加等を含む）に異議を唱えるために、審判員の警告にもかかわらず、審判員に向かってきた場合（規則 8.02(a)【原注】、8.02(c)【原注 2】）

【例 1】

ケース	対処
・走者なし、投球カウント 1 B-2 S、投手がアウトコースの投球を行って、判定はストライク（バッターアウト）。これに対して、攻撃側の監督がダッグアウトを離れて、球審（本塁）に向かってきた。 →右記『』の対処の旨、警告をしたにもかかわらず、さらに球審（本塁）に向かってきて異議を唱えようとした。	球審は向かってくる監督に対して、右手を上げ“待った”の形で前に出すとともに、 『投球判定に関する抗議はできない。それ以上近づくと退場になる。』と監督に警告する。 →球審は監督に対して、場外の方向に指をさして、 『退場！（Get out!）』を宣告する。

※ボール・ストライク（ハーフスイングにおけるリクエストの裁定や JABA スピードアップ特別規程による投球カウントの追加等）の判定について異議を唱えるために、プレーヤーが守備位置または塁を離れたり、監督またはコーチがダッグアウトまたはコーチスボックスを離れることは許されない。もし、判定に異議を唱えるために本塁に近づけば、試合から除かれる。

これは、ボール・ストライク（ハーフスイングにおけるリクエストの裁定やJABAスピードアップ特別規程による投球カウントの追加等）の判定への抗議を許すと、試合が進まなくなるからである。

※注意すべきことは、異議を唱えるために向かってきたのか、そうでなく例えば、次打者の交代通告や投球カウントの誤りではないか等の確認のために向かってきたのかを見極める必要があることに留意しておく。

【例2】

ケース	対処
<p>・走者なし、投球カウント1B-1S、右打者のとき、投手がアウトコースの投球を行って、打者はハーフスイングした。捕手からの要請により、球審が一塁塁審にリクエストした。</p> <p>一塁塁審は『No, swing.』『No, he did not go.(振っていない)』と判定した。</p> <p>これに対して、守備側の監督はダッグアウトを離れて、一塁塁審の方に向かってきた。</p> <p>→右記『』の対処の旨、警告をしたにもかかわらず、さらに一塁塁審に向かってきて異議を唱えようとした。</p>	<p>一塁塁審は向かってくる監督に対して、右手を上げ“待った”の形で前に出すとともに、</p> <p>『ハーフスイングに関する抗議はできない。それ以上近づくと退場になる。』と監督に警告する。</p> <p>→一塁塁審は監督に対して、場外の方向に指をさして、</p> <p>『退場！（Get out!）』を宣告する。</p>

【例3】

ケース	対処
<p>・走者一塁、すでに打席にいる打者へ2球目を投じる前に投手が捕手からボールを受け取ってから、20秒を超過したため、二塁塁審は直ちに『タイム』を宣告して球審に伝え、球審はその投手へペナルティ（ボール）を宣告した。その後、監督がダッグアウトから飛び出して、二塁塁審に詰め寄っていった。</p> <p>→右記『』の対処の旨、警告をしたにもかかわらず、さらに二塁塁審へ向かっていき異議を唱えようとした。</p>	<p>球審（二塁塁審）は向かってくる監督に対して、</p> <p>右手を上げ“待った”の形で前に出すとともに、</p> <p>『JABA スピードアップ特別規程の計時に対する抗議はできない。それ以上近づくと退場になる。』と監督に警告する。</p> <p>→球審（二塁塁審）は監督に対して、場外の方向に指をさして、</p> <p>『退場！（Get out!）』を宣告する。</p>

【例4】

ケース	対処
<p>・走者一・三塁、投球カウント 3B・2S の 6 球目の前にボールデッド中でもなく、捕手は本塁前に出て、守備のサインを出した。この行為を受け、球審は投手の離脱として、これが同一打者の打席による累積離脱 3 回目であるため、『ボーク』を宣告した。この判定に、監督がダッグアウトから飛び出して、球審に詰め寄っていった。</p> <p>→右記『』の対処の旨、警告をしたにもかかわらず、さらに球審へ向かっていき異議を唱えようとした。</p>	<p>球審は向かってくる監督に対して、右手を拡げ“待った”の形で前に出すとともに、</p> <p>『JABA スピードアップ特別規程の内容に対する抗議はできない。それ以上近づくと退場になる。』と監督に警告する。</p> <p>→球審は監督に対して、場外の方向に指をさして、</p> <p>『退場！（Get out !）』を宣告する。</p>

⑥ 審判員の警告が発せられた後、同じ行為を繰り返した場合

上記の項目①～④では、事象が『ただちに』起こったもの、項目⑤では審判員から『警告』を受けているにも関わらず、その場で是正されない場合の『退場』のケースを説明したが、この項目⑥では、以下の事象の行為を再度、行った場合において、試合から退かせる処置を行うものである。（1 回目は『警告』を宣告し、2 回目は『退場』を宣告する）

A. 打者を狙った投球（規則 6.02(c)(9)）

【例】

ケース	対処
<p>・投手が意図的に打者の身体に向かって投球した。</p>	<p>球審は（走者がいる場合『タイム』を宣告した後）投手を指さして、</p> <p>『今の投球を意図的なものと判断し、警告する。今後繰り返したら退場にする。』と宣告する。</p> <p>その後、両チームの監督を本塁周辺に呼び、『今の投球を意図的なものと判断し、投手に警告した。これ以降は、両チームのどの投手においても、同様の行為があった場合、ただちに、その投手とその投手の監督を退場にする。』と宣告する。</p>

<p>→さらにその試合で再び、投手(いずれの投手かも問わない)が意図的に打者の身体に向かって投球した。</p>	<p>→球審は(走者がいる場合『タイム』を宣告した後)投手を指さした後、その指をそのまま場外の方に向かって指をさして、 『退場! (Get out!)』を宣告する。 さらに、その投手の監督に対しても、場外の方に指をさして、 『退場! (Get out!)』を宣告する。</p>
---	--

※項目③で記載した、規則 6.02(c)(9)の (B) のケースとなる。こちらは『ただちに退場』という判断に至らないまでも、意図的に打者を狙った投球と審判員が判断した場合に適用する。

※『警告』が発せられて以降はその試合において、両チームのどの投手においても、同様の行為があったと審判員が判断すれば、ただちに、その投手とその投手の監督は退場が宣告される。

B. タッグプレイのときの走者の走路をふさぐ危険な行為(アマチュア野球内規⑩)

【例】

ケース	対処
<p>・1アウト、走者三塁、内野ゴロで本塁に送球、捕手は送球を受け取って、ボールを保持したまま、本塁上に脚を横倒しにして、走者に対してタッグした。 (タイミングはアウト)</p> <p>→さらに、その試合でその後再び、上記と同様のプレイを行った。</p>	<p>球審は、三塁走者に対して『アウト』の宣告を行った後、『タイム』を宣告する。その後、捕手に対し、指をさして『今の危険なプレイに対して警告する。今後、繰り返したら退場にする。』と宣告する。 また、監督にもその旨を伝える。</p> <p>→球審は、三塁走者に対して『アウト』の宣告を行った後、『タイム』を宣告する。その後、捕手に対し、指をさした後、その指をそのまま場外の方に向かって指をさして、 『退場! (Get out!)』を宣告する。</p>

※項目④と同様、捕手または野手が故意に足を塁線上や塁上に置いたり、脚を横倒しして、走路をふさぐ行為もスライディングする走者に対して、大変危険な行為であるため、上記のような対処をする必要がある。

C. 投手の禁止事項（規則 6.02(c)(2)～(7)）に違反する行為

※投球する手を口または唇につける行為については、規則 6.02(c)(1)に記載のとおりであり、本項には該当せず、その都度、警告を行って、ボールを交換させる。（アマチュア野球内規⑫）

D. ベンチ内にいる者も含め、競技場内にいる者が審判員の判定や相手チームに対して、野次などの激しい不満の態度を示す行為

【例 1】

ケース	対処
<p>・球審の投球（ストライク・ボール）判定に対して、ベンチ内にいるプレーヤーが大きな声で『低い、低い！ボールじゃないか！』と激しい不満の態度を示す発言があった。</p> <p>→さらに、その試合でその後再び、上記と同様の発言があった。</p>	<p>審判員は、ベンチに向かって『今の発言（行為）に対して、チーム全体の警告とします。再度行えば、当事者を退場にします。』と宣告する。</p> <p>また、監督にもその旨を伝える。</p> <p>※発言（行為）をしたプレーヤーが特定できる、できないにかかわらず、審判員は当該ベンチ（チーム）に対して、『確認できた今の発言（行為）につき、再度、同様の行為があった場合は当事者に退場を宣告します。』と伝える。</p> <p>→球審は、当事者に対して指をさし、その指をそのまま場外の方に向かって指をさして、 『退場！（Get out!）』を宣告する。</p> <p>※当事者を特定できない場合は、チームの代表者である監督がその責任を負うこととなり、監督に対して退場が宣告される。</p>

【例 2】

ケース	対処
<p>・1塁のフォースプレイにあたって、塁審の『セーフ』の判定に対し、1塁手がベンチにいる監督に向かって、両手で</p>	<p>審判員は、行為のあったチーム（ここでは1塁手＝守備側チーム）に対して、『今の行為は、審判員に対する不満の態度を</p>

<p><u>四角の形を作って『ビデオ検証』を要求するようなジェスチャーを示した。</u></p> <p><u>→さらに、その試合でその後、同じチームの者が再び、上記と同様の行為を行った。</u></p>	<p><u>示したものであるため、警告とします。再度同じような行為があれば、誰であれ、当事者を退場にします。』と宣告する。</u></p> <p><u>また、監督にもその旨を伝える。</u></p> <p><u>→審判員は当事者に対して指をさし、その指をそのまま場外の方に向かって指さして、</u></p> <p><u>『退場！（Get out!）』を宣告する。</u></p> <p><u>※当事者を特定できない場合は、チームの代表者である監督がその責任を負うこととなり、監督に対して退場が宣告される。</u></p>
---	--

※ベンチ内にいる者でも、審判員の裁定に対して、上記（１）①で示した『暴言・侮辱行為』に該当する事象の際は、①で規定のとおり、ただちに『退場』が宣告される。

※ビデオ検証の要請は監督だけに権利があり、その他の者は進言することもできない。その他の者がビデオ検証を要請する行為は、審判員の判定に対して、不満である態度を示した行為であることから、1度目は当該チーム全体への『警告』とする。再度、当該チームの所属者が同様の行為を行えば、警告後に行為を行った当事者に対して『退場』が宣告される。

その他の者とは、当該プレーヤーに限らず、他のプレーヤー、ベースコーチ、ベンチ内にいる者等、監督以外のすべてのチーム関係者をいう。

【例3】

ケース	対処
<p>・攻撃側チームの者が、エラーをした守備側の選手に対して悪質な言葉（「極めて悪質」とまではいかないが「悪質」と判断したもの）を発した。</p> <p>・投球が打者に触れたとき、その打者または攻撃側チームの者が、投手に対して悪質な言葉（「極めて悪質」とまではいかないが「悪質」と判断したもの）を</p>	<p>審判員は、発言のあったチーム（ここでは攻撃側チーム）に対して、『スポーツマンらしくない発言があったため、<u>チーム全体への警告とします。今後、同様の発言や行為があれば、誰であれ、当事者を退場にします</u>』と宣告する。</p> <p><u>また、監督にもその旨を伝える。</u></p>

<p>発した。</p> <p>→さらに、その試合で同じチームの者が再び、上記と同様の発言があった。</p>	<p>→審判員は当時者に対して指をさし、その指をそのまま場外の方に向かって指さして、 『退場！（Get out!）』を宣告する。</p> <p><u>※当事者を特定できない場合は、チームの代表者である監督がその責任を負うこととなり、監督に対して退場が宣告される。</u></p>
---	---

※『暴言・侮辱行為』に当たらないまでも、スポーツマンシップの精神に反する不適切な発言や行為が確認された場合、まずは当事者に属するチーム全体に対して、『警告』を行う。これを再度繰り返した場合には、警告後に行為を行った者に対して『退場』が宣告される。

E. 社会人野球申し合わせ事項等、定められた規律に対して、審判員の指示に従わない行為

【例1】

ケース	対処
<p><u>・試合中、ベンチから出ることを許されていないプレーヤーが不必要にベンチから出ていることを確認した。</u></p> <p>→さらに、その試合でその後再び、上記と同様の行為を行った。</p>	<p>審判員は、当該チームに対して、『申し合わせ事項に違反する行為があったので警告します。再度行えば、誰であれ、当事者を退場にします。』と宣告する。 また、監督にもその旨を伝える。</p> <p>→球審は、当事者に対して指をさし、その指をそのまま場外の方に向かって指をさして、 『退場！（Get out!）』を宣告する。</p> <p><u>※当事者を特定できない場合は、チームの代表者である監督がその責任を負うこととなり、監督に対して退場が宣告される。</u></p>

※例1のように『ベンチから不必要に出ている』ことに関する件についての『警告』であるため、この警告中に当該チームが別の申し合わせ事項（例えば、投球動作が始まったにもかかわらず大きな声を出す等）で違反行為があった場合には、この違反行為での警告は発せられていないため、その当事者に対しては『退場』は宣告されない。（この際は、別の申し合わせ事項（ここでは、投球動作中の大きな声を出した）に違反したとして、当該チーム全体に対して『警告』を行うこととなる）。

※審判員の判断により、やむを得ずベンチから出てしまった際は「指導」にとどめ、次回は「警告」となる旨をチーム側に伝える。

【例2】

ケース	対処
<p>・投手が投球動作を開始した後も、攻撃側ベンチから大声を発する行為があったことを確認した。</p> <p>→さらに、その試合でその後再び、上記と同様の行為を行った。</p>	<p>審判員は、当該チームに対して、『申し合わせ事項に違反する行為があったので警告します。再度行えば、誰であれ、当事者を退場にします。』と宣告する。</p> <p>また、監督にもその旨を伝える。</p> <p>→球審は、当事者に対して指をさし、その指をそのまま場外の方に向かって指をさして、</p> <p>『退場！（Get out!）』を宣告する。</p> <p>※当事者を特定できない場合は、チームの代表者である監督がその責任を負うこととなり、監督に対して退場が宣告される。</p>

※社会人野球申し合わせ事項を遵守することは、連盟側とチーム側との取り決め（契約）であり、果たさなければならない規定である。違反する行為が確認できれば、誰であれ、当該チーム全体に対する『警告』とする。その後と同様の違反行為があったならば、警告後に行為を行った当該チームの当事者に対して『退場』が宣告される。

(2) 退場処分の報告

退場を宣告した審判員或いは責任審判員は、その試合の大会主催者および規則審判委員会委員長へ、処分の顛末を記載した報告書を速やかに提出する。

以上、審判員の威厳を保つことも重要であるが、社会人野球に携わる『大人の一員』として、スポーツマンらしく、そして気持ち良く試合を円滑に進めるための努力を惜しまず、節度ある判断をすることも肝に銘じておく必要がある。

以上